した額を合算した額とする。

算式

A × 0.0105 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）＋ D ×（0.0105 － E × 0.75）＋ F ×（0.0105 － G × 0.75）＋ H ×（0.0105 － I × 0.75）＋ J ×（0.0105 － K × 0.75）＋ L ×（0.0105 － M × 0.75）× β ＋ N ×（0.0105 － O × 0.75）× β ＋ P ×（0.0105 － Q × 0.75）× β ＋ R ×（0.0105 － S × 0.75）× γ ＋ T ×（0.0105 － U × 0.75）× γ ＋ V ×（0.0105 － W × 0.75）× γ

算式の符号

A　課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るもの及び同項第 2 号に掲げる事業であつて、平成 29 年 4 月 1 日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつてはその適用の初年度分に係るものに限る。

C　当該市町村が B に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の 2 、中部圏法第 8 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とする。

D　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るもの及び同項第 2 号に掲げる事業であつて、平成 29 年 4 月 1 日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

E　当該市町村が D に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の 2 及び中部圏法第 8 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、山村振興法第 14 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第 9 条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とする。

F　算式の符号中 D に同じ。この場合において、同符号中「第二年度分」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

G　算式の符号中 E に同じ。この場合において、同符号中「D」とあるのは「F」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては 0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」とそれぞれ読み替えるものとする。

H　沖縄振興法第 9 条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第 2 条並びに平成 26 年沖縄振興法改正法附則第 5 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうちその適用の第四年度分に係るもの

した額を合算した額とする。

算式

A × 0.0105 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）＋ D ×（0.0105 － E × 0.75）＋ F ×（0.0105 － G × 0.75）＋ H ×（0.0105 － I × 0.75）＋ J ×（0.0105 － K × 0.75）＋ L ×（0.0105 － M × 0.75）× β ＋ N ×（0.0105 － O × 0.75）× β ＋ P ×（0.0105 － Q × 0.75）× β

算式の符号

A　課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつてはその適用の初年度分に係るものに限る。

C　当該市町村が B に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の 2 、中部圏法第 8 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とする。

D　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

E　当該市町村が D に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の 2 及び中部圏法第 8 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、山村振興法第 14 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第 9 条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域再生法第 17 条の 6 の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

F　算式の符号中 D に同じ。この場合において、同符号中「第二年度分」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

G　算式の符号中 E に同じ。この場合において、同符号中「D」とあるのは「F」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては 0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」とそれぞれ読み替えるものとする。

H　沖縄振興法第 9 条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第 2 条並びに平成 26 年沖縄振興法改正法附則第 5 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうちその適用の第四年度分に係るもの

I　当該市町村が H に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とする。